



交通安全 だより

No. 255 発行 2026. 9

公益 新潟県交通安全協会
財団法人 (新潟県交通安全活動推進センター)
新潟市中央区新光町5番地4 TEL (025) 285-3755

新潟県交通安全協会 検索 
https://www.niigata-ankyo.or.jp

秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日

事故はなし 交通事故0の日 9月30日



高齢者

10月1日(木)～10月31日(土)

スローガン

交通事故 防止運動 「ひろげよう 長寿社会へ 無事故の輪」

スローガン

「夕暮れに 早めのライトと やさしい運転」



3万名
限定

～高齢者(65歳以上)参加型 交通安全イベント～

いきいきクラブ・チャレンジ宣言
気軽に応募出来るようになりました!



新潟県在住の65歳以上の方であれば、免許証がなくても、交通安全の取り組みを選んで、「宣言書」を提出するだけで、

一人で 無料で

応募ができて、豪華賞品が
当たるイベントです

先着 参加賞は
1万個限り!
和柄の反射材



応募期間は
9月1日～11月30日
実施期間は
宣言日～12月31日です



新潟県交通安全協会 HP
に詳細が載っています!



各地区・支所の交通安全協会に応募
用紙があり、その場で応募できます
次のページに住所が載っています



当選者に往復ハガキを送りますので
実践した旨、返信で報告して下さい
届いたら、賞品をお送りします!

抽選で当たる!

1等 5名様
新潟県産牛肉
(1万円相当)

2等 20名様
村上塩引き鮭
(5千円相当)



3等
50名様
焼きドーナツ
(3千円相当)

免許センター古町出張所で

(NEXT21 3階)

免許証



の住所等の変更手続きが
出来るようになりました

住所等の変更手続

月曜～金曜、日曜
9:00～11:00
13:30～15:00

再交付の手続

平日のみ
10:00～11:00
14:00～15:30

⚠ ご注意ください
開庁日は、平日と
第2・4日曜日で

第2・4日曜の
直前の金曜日は
お休みです

関東連名表彰 受賞おめでとうございます

令和8年度の関東管区警察局長、関東交通安全協会連合会長連名の表彰式が、令和8年5月21日、埼玉県のロイヤルパインズホテル浦和で行われました。交通安全功労者には表彰状、配偶者には感謝状が贈呈されました。

交通安全功労者(敬称略)

星山 洋一(新潟東安協)	藤井 昇(秋葉区安協)	坂井 勝(加茂地区安協)	井口 英雄(南魚沼安協)
山田 栄子(江南地区安協)	田邊 健次(三条市安協)	倉品 浩(与板地区安協)	藤ノ木秀敏(十日町地区安協)
齋藤 恵康(新潟北安協)	石田 芳明(新潟南地区安協)	遠藤 良文(与板地区安協)	植田八重子(上越安協)
高野 豊(新潟北安協)	小林 浩(燕市安協)	星 清志(魚沼市安協)	滝澤 孝吉(上越安協)

優良交通安全協会

一般財団法人江南地区交通安全協会 公益財団法人西蒲地区交通安全協会 公益財団法人十日町地区交通安全協会

交通安全協会優良職員

水城美佐子(新潟県安協) 平野 沙織(新潟東安協) 樋口 香名(五泉市安協) 阿部 裕子(新潟南地区安協)



さまざまな活動は、皆様の会費によって支えられています。免許更新時に交通安全協会への入会をお願いします。

令和8年いきいきクラブ・チャレンジ宣言 配布場所一覧

運転免許センター内	
新潟支所	北蒲原郡聖籠町東港7-1-1
長岡支所	長岡市上前島1-7-1
上越支所	上越市西本町1-1-10 プレzzo直江津
佐渡支所	佐渡市吉岡389-1
古町支所	新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 3階

地区交通安全協会（警察署内又はセンター）	
新潟中	新潟市中央区上所1-2-1
新潟東	新潟市東区下木戸1-2-52
新潟西	新潟市西区小新4083-1
江南地区	新潟市江南区鶴ノ子5-2-1
新潟北	新潟市北区木崎657-1
佐渡地区	佐渡市吉岡389-1



新潟中安協

春の全国交通安全運動



新潟東安協

春の運動出発式



新潟西安協

自転車安全広報の実施



江南地区安協

交通指導所による街頭広報



新潟北安協

春の全国交通安全運動における交通指導所開設



佐渡地区安協

交通安全運動出発式



新発田地区安協

横断歩道は歩行者優先



村上地区安協

やめようながら運転



胎内市安協

築地小学校6年生による花看板作成



阿賀野市安協

高齢者交通事故防止運動出発式



東蒲原郡安協

交通安全七夕作戦



五泉市安協

春の全国交通安全運動街頭指導所開設



秋葉区安協

秋の全国交通安全運動広報活動



三条市安協

無事故の日



新潟南区安協

親子で学ぶ交通安全教室

新発田地区	新発田市中央町4-2-4
村上地区	村上市南町2-3-18
胎内市	胎内市東本町20-12
阿賀野市	阿賀野市岡山町9-36
東蒲原郡	東蒲原郡阿賀町津川306-1
五泉市	五泉市東本町2-7-42
秋葉区	新潟市秋葉区新津4451-5
三条市	三条市旭町2-12-9

新潟南区	新潟市南区能登2-1-25
西蒲地区	新潟市西蒲区赤鎗1068-1
燕市	燕市吉田西太田1946-4
加茂地区	加茂市陣ヶ峰6-26
見附地区	見附市昭和町2-2-1
長岡地区	長岡市水道町3-5-60
栃尾	長岡市新栄町3-1-13
与板地区	長岡市与板町与板乙5881-3

小千谷地区	小千谷市城内3-1-5
魚沼市	魚沼市井口新田547-12
南魚沼	南魚沼市小栗山320-4
十日町地区	十日町市寿町1-1-2
柏崎地区	柏崎市日吉町6-15
上越	上越市藤野新田1172
妙高地区	妙高市小出雲3-11-30
糸魚川地区	糸魚川市寺島2-6-1



西蒲地区安協

自転車の交通反則通告制度の広報



燕市安協

交通指導隊による交通安全教室



加茂地区安協

秋の全国交通安全運動



見附地区安協

ヘルメット着用広報活動



長岡地区安協

飲酒運転撲滅



栃尾安協

秋の全国交通安全運動出発式



与板地区安協

春の全国交通安全運動



小千谷地区安協

交通安全街頭指導



魚沼市安協

春の全国交通安全運動(伊米ヶ崎小)



南魚沼安協

「ゴールデンウィーク」の交通安全広報活動



十日町地区安協

事故0を願ったベグルパンの配布



柏崎地区安協

交通指導所の開設



上越安協

上越交通安全ゲートボール大会



妙高地区安協

新入学生児童への交通指導



糸魚川地区安協

交通安全七夕まつり

緊急クイズ

右の問題が分からない方、
「いつもの速度」で事故を
起こすと、「いつもの生活」
送れなくなるかも!?
今すぐ、しっかり覚えよう!

自動車がこの道を通る
時、9月からどうなる?



問1 最高速度は km/hである

問2 km/hを超える速度で運転し、
人身事故を起こすと、「危険運転」になる

問3 問2より遅い速度でも、 及び
 の状況に応じて「危険運転」の対象になる

1 令和8年7月21日から 危険運転致死傷罪の 要件が、明確化

「危険運転」は罰則が重い!

負傷させたら **15年以下の拘禁刑**

死亡させたら **1年以上最大20年の
拘禁刑**



※道路交通法の「酒酔い運転」の要件も、令和8年7月21日
に、右記「飲酒」と同様の要件に改正されました

「危険運転致死傷罪」の要件

飲酒



血液1ミリリットル中、**1.0** ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき、**0.5** ミリグラム以上のアルコールを保有する状態
その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態

高速度



最高速度が**60 km/h以下**の道路 → 最高速度を**50 km/h**超過
最高速度が**60 km/h**を超える道路 → 最高速度を**60 km/h**超過
道路及び交通の状況に応じて、重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度

ドリフト



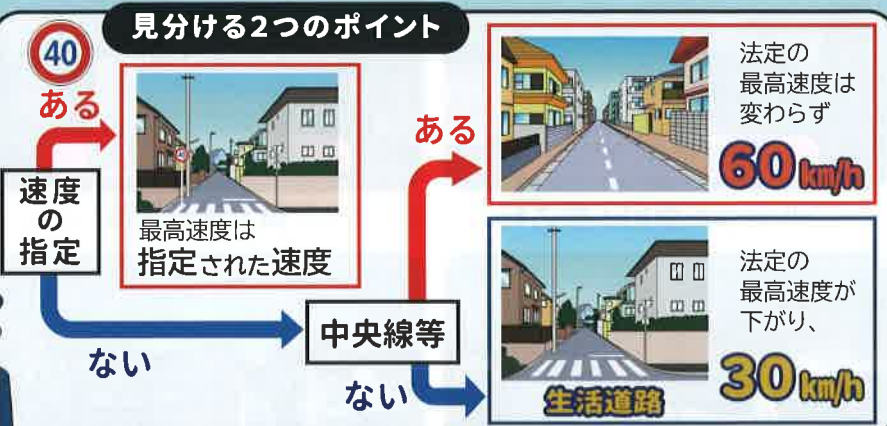
殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為

2 令和8年9月1日から 生活道路における自動車の 法定の最高速度が引き下げ 60 km/h → 30 km/h

標識などで最高速度の指定がない場合、法律で最高速度は
60km/hと定められていた。
しかし、9月から生活道路のみ
30km/hに変わったんだ



見分ける2つのポイント



最高速度 50km/h
(路面標示で最高速度
が指定されている)



最高速度 60km/h
(速度指定はないが、中央
線があるので、変わらず)



最高速度 30km/h
(速度指定も中央線も
ない → **生活道路**)



最高速度 30km/h
(山道でも、速度指定も中央
線もない → **生活道路**)

クイズの正解と解説

問1 最高速度は **30** km/hである

速度指定、中央線がない「生活道路」のため、
9月から30km/hに引き下げになりました

問2 **80** km/hを超える速度で運転し、

人身事故を起こしたら、「危険運転」になる
最高速度30km/hに50km/h足した速度、
つまり80km/hが答え

問3 問2より遅い速度でも、**道路** 及び

交通

の状況に応じて「危険運転」の対象になる

「重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度」とは、法務省は国会答弁で、「多くの児童が下校中であつたり、路面が凍結したりしている場合は、基準値を10km/h程度下回っていても」対象になり得ると答えています



このような道では、
最高速度に関わらず、
歩行者優先の安全な
速度で走りましょう!

